同島の植生については、火山性の地質、亜熱帯性海洋気候であることを反映して、海岸域から山腹まで草本又は常緑広葉樹の低木が優占している。

また、同島は過去の入植の歴史が短く現在は無人島である。

このような自然環境を反映して、同島では環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ＩＢ類のアカオネッタイチョウ、アカアシカツオドリ、クロウミツバメを始め、カツオドリ、シラオネッタイチョウ、マミジロアジサシ、クロアジサシ等の海鳥類の生息や集団繁殖が確認されている。また、絶滅危惧ＩＡ類のアカガシラカラスバト、絶滅危惧ＩＢ類のオガサワラカワラヒワ、絶滅危惧Ⅱ類のブッポウソウ等希少な森林性の鳥類の生息が確認されている。哺乳類では、絶滅危惧ＩＡ類のオガサワラオオコウモリの生息が確認されている。

このように、当該区域は海鳥類の集団繁殖地として重要であるとともに、希少鳥獣の生息地でもあることから、北硫黄島全域とその周辺海域を集団繁殖地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域において集団で繁殖する鳥類及び生息する希少鳥獣の保護を図るものである。

(二)　鳥獣保護区の管理方針

イ　当該区域は無人島のため、集団繁殖地の環境は現状のまま保全することを基本とする。

ロ　海鳥等の生息・繁殖環境を適切に保持するため、関係地方公共団体、関係機関等と連携協力を図る。

○環境省告示第四十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、北硫黄島鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。

平成二十一年十月二十七日

環境大臣　小沢　鋭仁

一　名称

北硫黄島特別保護地区

二　区域

東京都小笠原村所在北硫黄島の区域

三　存続期間

平成二十一年十一月一日から平成四十一年十月三十一日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

(一)　特別保護地区の指定目的

北硫黄島鳥獣保護区は、東京都の南方約千百七十キロメートル、小笠原群島父島の南方約百八十キロメートルに位置する北硫黄島の全域である。

北硫黄島は、南北三・三キロメートル、東西二・一キロメートル、周囲八キロメートルの楕円形の海洋島で、切り立った海蝕崖と礫浜に囲まれた火山島である。同島の最高地点は標高七百九十二メートルで、山肌は深い浸食谷に刻まれ、急な斜面には岩肌が露出しており、起伏に富んだ地形となっている。

同島の植生については、火山性の地質、亜熱帯性海洋気候であることを反映して、海岸域から山腹まで草本又は常緑広葉樹の低木が優占している。

また、同島は過去の入植の歴史が短く、現在は無人島である。

このような自然環境を反映して、同島では環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ＩＢ類のアカオネッタイチョウ、アカアシカツオドリ、クロウミツバメを始め、カツオドリ、シラオネッタイチョウ、マミジロアジサシ、クロアジサシ等の海鳥類の生息や集団繁殖が確認されている。また、絶滅危惧ＩＡ類のアカガシラカラスバト、絶滅危惧ＩＢ類のオガサワラカワラヒワ、絶滅危惧Ⅱ類のブッポウソウ等希少な森林性の鳥類の生息が確認されている。哺乳類では、絶滅危惧ＩＡ類のオガサワラオオコウモリの生息が確認されている。

このように、当該区域は海鳥類の集団繁殖地として重要であるとともに、希少鳥獣の生息地でもあることから、北硫黄島全域とその周辺海域を集団繁殖地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域において集団で繁殖する鳥類及び生息する希少鳥獣の保護を図るものである。

(二)　鳥獣保護区の管理方針

イ　当該区域は無人島のため、集団繁殖地の環境は現状のまま保全することを基本とする。

ロ　海鳥等の生息・繁殖環境を適切に保持するため、関係地方公共団体、関係機関等と連携協力を図る。

○環境省告示第四十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項の規定に基づき、同法第十三条第一項に規定する指定調査機関として次の者を指定したので、同法第十条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十一年十月二十七日

環境大臣　小沢　鋭仁

氏名又は名称	住所
ＮＴＣコンサルタンツ株式会社	愛知県名古屋市中区千代田二丁目十六番十号
株式会社ＣＰＣ	大阪府大阪市西区靱本町三丁目五番二十五号

○環境省告示第四十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十七条第一項の規定に基づき、同法第十三条第一項に規定する指定調査機関から土壌汚染状況調査の業務の廃止の届出があったので、同法第十七条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十一年十月二十七日

環境大臣　小沢　鋭仁

氏名又は名称	住所
名峰コンサルタント株式会社	愛知県名古屋市西区市場木町六十四番地
フジ地中情報株式会社	東京都千代田区神田和泉町一―三―一

○北海道地方環境事務所告示第一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項の規定に基づき、同法第十三条第一項に規定する指定調査機関として次の者を指定したので、同法第十条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十一年十月二十七日

北海道地方環境事務所長　吉井　雅彦

氏名又は名称	住所
環境クリエイト株式会社	北海道札幌市東区北二十条東二丁目二番三十二号

○北海道地方環境事務所告示第二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十七条第一項の規定に基づき、同法第十三条第一項に規定する指定調査機関から土壌汚染状況調査の業務の廃止の届出があったので、同法第十七条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十一年十月二十七日

北海道地方環境事務所長　吉井　雅彦

氏名又は名称	住所
エムシートラスト株式会社	北海道札幌市中央区南一条西八丁目一―一

○東北地方環境事務所告示第三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項の規定に基づき、同法第十三条第一項に規定する指定調査機関として次の者を指定したので、同法第十条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十一年十月二十七日

東北地方環境事務所長　小林　香

氏名又は名称	住所
開成技術株式会社	青森県弘前市大字大清水一丁目二番地七

○関東地方環境事務所告示第五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項の規定に基づき、同法第十三条第一項に規定する指定調査機関として次の者を指定したので、同法第十条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十一年十月二十七日

関東地方環境事務所長　阿部　宗広